

宮城県文化芸術活動再開支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、文化芸術活動の再開・継続を支援することを目的として、県内の文化芸術団体又は芸術家（以下「文化芸術団体等」という。）が、新型コロナウイルス感染症対策を適切に講じた上で開催する公演又は展覧会等（以下「公演等」という。）の活動に対し、予算の範囲内において、宮城県文化芸術活動再開支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2 この補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 宮城県内に活動の本拠を置く文化芸術団体等であること
- (2) 宮城県内において、新型コロナウイルス感染症流行以前（令和2年2月1日）から不特定多数の観客に対し対価を得て公演等を行った活動歴があること
- (3) 団体の場合、代表者及び所在地が明らかであること
- (4) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等の統制の下にないこと
- (5) 宗教活動や政治活動を目的とした団体又は事業者等ではないこと

(補助対象事業)

第3 この補助金の補助対象事業は、次のいずれかに該当する事業とし、別表1の全ての要件を満たすものとする。

2 感染症対策事業

有観客による公演等の再開・継続を目指し、本県の文化芸術の振興に寄与するもの

3 オンライン活用事業

オンライン配信を活用することにより新しい生活様式に対応した文化芸術活動の実施を目指すことで本県の文化芸術の振興に寄与するもの

(補助対象経費及び補助金の額)

第4 この補助金の対象となる経費及び補助金の額は、別表2に定めるとおりとし、補助上限額の範囲内で千円未満を切り捨てた額とする。

(補助対象期間)

第5 補助金の対象期間は、交付決定の日から事業完了の日若しくは事業の廃止の承認を受けた日又は交付の決定のあった日の属する年度の2月28日のいずれか早い日までとする。ただし、知事が必要と認める場合は、規則第4条に定める交付決定前についても対象期間とすることができる。

(交付申請)

第6 交付の申請は、交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて行うものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

- (1) 事業計画書（様式第1号の別紙1）
- (2) 収支計画書（様式第1号の別紙2）

- (3) 団体概要書（様式第1号の別紙3）
- (4) 宮城県内において、新型コロナウイルス感染症流行以前から、不特定多数の観客に対し対価を得て公演等を行った活動歴があることを確認できる資料
- (5) 新型コロナウイルス感染症対策の実施状況及び消毒液等の設置予定場所等が確認できる資料
- (6) その知事が必要と認める書類

（補助金の交付の決定等）

第7 知事は、書類審査の結果を踏まえ、速やかに補助金の交付の可否を決定し、通知するものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、補助金の交付決定について条件を付すことができる。

（交付の条件）

第8 補助対象事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更する場合には、補助事業変更申請書（様式第2号）により、知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる重要な変更以外の軽微な変更にあつては、この限りではない。

- (1) 補助金交付決定額の20%以上の減額を伴う変更
- (2) 補助対象事業の内容の重大な変更

2 補助対象事業の全部を中止し、又は廃止する場合には、補助事業中止（廃止）申請書（様式第3号）により、知事の承認を受けること。

3 補助対象事業が予定の期限内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合には、補助事業遂行状況報告書（様式第4号）により、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

（状況報告）

第9 知事は、必要があると認める場合は、補助事業者に対して進捗状況等の報告を求め、若しくは事業の執行に関して必要な指示をし、又は関係職員による帳簿その他の関係書類の検査、若しくは関係者への質問をすることができる。

（実績報告）

第10 事業実績報告書の様式は、様式第5号によるものとする。

2 前項の事業実績報告書は、事業完了日（事業廃止について知事の承認を受けた場合は、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は補助金交付年度の2月28日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

3 事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業成果報告書（様式第5号の別紙1）
- (2) 収支決算書（様式第5号の別紙2）
- (3) 成果品（会場での実施状況及び感染症対策を行っていることが分かる写真、配信映像のデータを収録した記録媒体等）
- (4) その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付方法）

第11 補助金は、補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が助成対象事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書きの規定により、概算払いにより交付できるものとし、

その請求書の様式は様式第6号によるものとする。

- 2 概算払の請求は、交付決定の後から事業計画の終期の1ヶ月前までの期間において、交付決定額の7割を上限に行うものとする。
- 3 補助金の額の確定に伴う請求書の様式は様式第7号によるものとする。
- 4 補助金の交付に当たり、その額に千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額を交付するものとする。

(消費税等仕入控除額の確定に伴う補助金の返還)

- 第12 補助事業者は、補助対象事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第8号により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(関係書類の保管等)

- 第13 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助対象事業が終了した年度の翌年度から5年間保管しなければならない。
- 2 補助事業者は、その組織を解散するとき、又は合併するときは、あらかじめ関係書類の保管等に関して知事に協議しなければならない。

(補助金の返還)

- 第14 知事は、補助事業者が前条までの規定に違反したと認める場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(書類の提出部数)

- 第15 この要綱により知事に提出する書類の提出部数は、各1部とする。

(その他)

- 第16 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。

別表1 (第3関係)

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">感染症対策事業</p>	<p>(1) 文化芸術基本法第8条から第12条に列挙された分野の文化芸術活動</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を徹底した上で、入場料等を徴収し、広く一般に公開される活動</p> <p>(3) 県内の公共の文化施設や民間のライブハウス、スタジオ等を使用した活動</p> <p>(4) 新型コロナ対策実施中ポスター（イベント用）を活用すること</p> <p>(5) 特定企業の宣伝広報，又は政治的若しくは宗教的な普及宣伝等を目的とする内容でないこと</p> <p>(6) 誹謗中傷，差別・暴力的内容，法令違反を伴う等，公序良俗に反する内容でないこと</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">オンライン活用事業</p>	<p>(1) 文化芸術基本法第8条から第12条に列挙された分野の文化芸術活動</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を徹底した上で、オンライン配信を実施する活動</p> <p>(3) 県内の公共の文化施設や民間のライブハウス、スタジオ等を使用した活動</p> <p>(4) 新型コロナ対策実施中ポスター（イベント用）を活用すること</p> <p>(5) 特定企業の宣伝広報，又は政治的若しくは宗教的な普及宣伝等を目的とする内容でないこと</p> <p>(6) 誹謗中傷，差別・暴力的内容，法令違反を伴う等，公序良俗に反する内容でないこと</p>

別表2 (第4関係)

	補助対象経費		補助上限額
	区分	内訳	
感染症対策事業	報償費	会場消毒・会場整理等作業員賃金 等 ※ 臨時に雇用する場合に限る	100千円
	需用費	感染症対策に係る物品（マスク，消毒液等） ※ 汎用性があり，事業終了後も引き続き財産として利用できる物品は対象外とする ※ 弁当代，飲み物代等の食糧費は対象外とする	
	委託料	会場消毒・会場整理等作業 等	
	使用料	会場使用料 ※ 感染拡大防止のため追加で必要となる場合に限る	
	賃借料	非接触式体温計リース料 等	
オンライン活用事業	委託料	動画配信に係る撮影や配信の外注に対する経費 (例) 動画撮影，照明，動画編集・配信 等	150千円
	使用料	動画配信サイト使用料 ※ 本事業の配信に係る期間に限る	
	賃借料	動画配信に係る機材のリース料 (例) カメラ，マイク等の機材	